

調布市 商工会報

平成27年2月1日発行
 発行：調布市商工会
 〒182-0026
 東京都調布市小島町2-36-21
 TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
 編集：広報委員会
 URL：http://www.chofusci.com/

お も な 記 事

- P2●消費税率引上げ国税庁ホームページで
 確定申告書等作成
 ●確定申告改正点他
 P3●マルケイ融資他金融制度
 P4●無料相談会のご案内他

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税（個人）の申告の季節になりました。

商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。

所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日（月）から3月16日（月）まで、消費税（個人）は3月31日（火）までとなっております。

どうぞお気軽にご利用下さい。（無料）

所得税 復興特別所得税 消費税 決算確定申告 ご相談は商工会へ！

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

開催日／2月16日（月）～3月16日（月）

受付／午前10時～11時30分

午後 1時～ 3時30分

※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。
 また、期間後も商工会職員による個別相談を承っております。

☆夜間指導会☆

開催日／3月4日（水）・5日（木）

受付／午後6時～午後7時30分

平成26年分
確定申告

申告書の作成は
 国税庁ホームページが
 おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 ネットを使ってe-Taxへ送信
 印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税	消費税および地方消費税 (個人事業者)
平成27年 3月16日(月)まで	平成27年 3月31日(火)まで

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、2月16日(月)からです。

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

調布市商工会はe-Taxの利用を推進しています



国税庁e-Taxキャラクターイータ君

！ 決算確定申告指導会に お越しの方へのお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できることは事前にご記入の上ご来会下さい。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけ下さい。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用下さい。

（ 確定申告にはこんなものが必要です。
 （ご持参いただくもの）
 お出かけ前に今一度ご確認を！ ）

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式（税務署から郵送されたもの）
- ☐ 平成26年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ☐ 平成25年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ☐ 社会保険料の支払額（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等）
- ☐ 小規模企業共済掛金等控除証明書
- ☐ 生命保険料控除証明書（一般用・個人年金用・介護医療用）
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類（給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他）
- ☐ 配偶者の所得がわかるもの（源泉徴収票等。配偶者控除等を受ける方）
- ☐ 医療費の領収書等（医療費控除を受ける方）
- ☐ 特定寄付金の領収書等（寄付金控除等を受ける方）
- ☐ 住宅取得控除等の明細書（住宅借入金等特別控除を受ける方）
- ☐ 印鑑・電卓など

詳しくは調布市商工会（Tel042-485-2214）まで
 お問い合わせ下さい

平成26年分確定申告改正点

1. 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。
2. 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡損失(平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失に限ります。)については、給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされました。
3. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除について、その適用期限が平成29年末まで延長されるとともに、平成26年4月1日以後平成29年末までの間に一定の住宅の取得等又は認定住宅の新築等をした場合における最大控除額等が拡充されました。また、建築後使用されたことのある家屋(耐震基準等に適合しないものに限ります。)を取得した場合において、一定の要件のもとでこの特別控除の適用を受けることができることとされました。
4. 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例について、その適用期限が平成29年末まで延長されるとともに、平成26年4月1日以後平成29年末までの間に東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得した場合における最大控除額等が拡充されました。
5. 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除又は認定住宅新築等特別税額控除について、その適用期限が平成29年末まで延長されるとともに、平成26年4月1日以後平成29年末までの間にそれぞれ一定の住宅耐震改修、住宅特定改修又は認定住宅の新築等をした場合における税額控除限度額等が拡充されました。
6. 国外財産調書制度(平成26年1月施行)について、平成27年1月1日以後に、提出すべき国外財産調書に係る違反行為に対して、罰則が適用されます。[詳しくは、国外財産調書制度に関するお知らせ](#)をご覧ください。

消費税(地方消費税を含む。)の税率は平成26年4月1日から8%^(※)です。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには・・・

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により、旧税率が適用される場合があります

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
(www.nta.go.jp)

 国税局・税務署

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書
青色申告決算書・収支内訳書
消費税及び地方消費税の確定申告書・贈与税の申告書

が作成可能！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページで申告書が作成できます。



詳しくは

確定申告

検索

消費税の税率が引き上げられました！

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む。)の税率が8%に引き上げられました。

今般の税率引き上げに際しては、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、以下のような特別措置が講じられています(消費税転嫁対策に関する法律)。

- ▶ 買ったたき等による消費税の転嫁拒否や消費税分を値引きする等の広告の禁止
- ▶ 総額表示義務の緩和

消費税の①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せは、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で受け付けています。

ご相談はダイヤル又はHP上の専用フォームをご利用ください

●専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 平日9:00~17:00

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成28年1月1日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページの右下にある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

無担保・無保証人 商工会長推薦融資

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

利子補給制度あり!

※注 利子補給制度の適用は平成26年度中に貸付された融資で当初1年間のみとなります

資金繰り総点検運動実施中!

資金繰り相談は 商工会へGo!

相談無料 秘密厳守!

商工会は行きます 聞きます 提案します

★担保不要! ★保証人不要! ★低金利!

運転資金・機械設備・業務用車両etc・・・の購入資金に!

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下の事業者
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.35 %（平成26年12月10日現在） ※最新の金利は商工会にご確認下さい → 当初1年間は利子補給制度があるので 実質 年 0.35 %!
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業
申込書類	借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書 または納税証明書、既に利用している借入金明細書、 登記簿謄本、設備資金は見積書、その他

お申し込みの要件

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

① 商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）

② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること

③ 商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

お申し込みは調布市商工会（TEL042-485-2214）まで御連絡ください

申込から融資実行まで

①借入相談・申込

②審査・推薦

③融資決定通知

④借入契約

⑤送金

その他の金融制度（主なもの）							
	融 資 名	融資対象者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付（マルフ）	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運転	4,800	5年	1.30%~2.70% お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	原則として連帯保証人または担保 ただし、不要とする制度もあり
			設備		10年		
			特定設備	7,200	20年		
東京都	小口資金融資（小口）	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）以下で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】1.9%以内~2.5%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要
	小規模企業融資（小企）	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の中小企業者	設備	8,000	10年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】2.1%以内~2.7%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.9%以内	【担 保】（小口）は不要 （小企）既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
調布市	普通融資資金	市内に住所（法人は登記上の本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転	1,500	7年	長期プライムレート利率（1.05%） 利子補給あり（融資利率×1/2）	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が全額補助（平成27年3月31日まで）
			設備	1,800	7年		
			運動・設備併用		5年		

利率は、平成27年1月9日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

毎月第1水曜日 金融相談会 商工会館で開催中

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です。

相談会に参加を希望される方は、調布市商工会までお申し込み下さい。

持参書類・・・個人事業の方は、平成24年・25年の所得税確定申告書・決算書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書（コピー可）法人事業の方は、過去2期分の法人税確定申告書・決算報告書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

「障害者雇用 はじめの一步」

企業向けセミナー
のご案内

～私たちは調布の企業を応援しています～

2月19日(木) 13:00～16:30

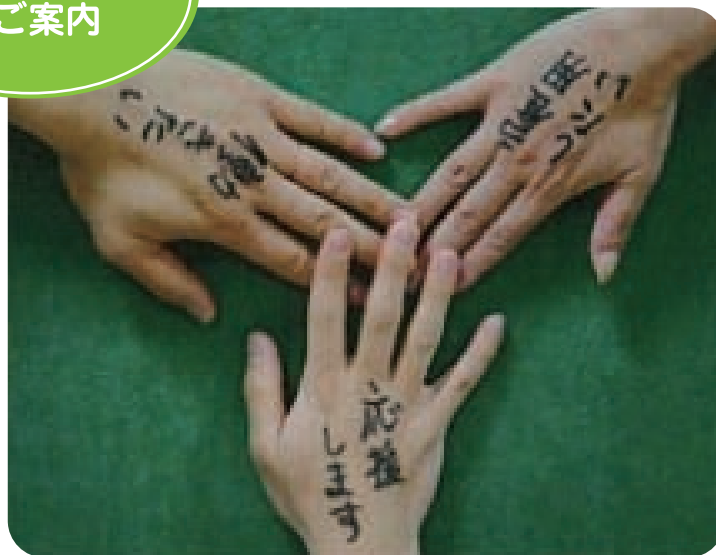
内 容 ①基調講演「障害者雇用に取り組み始めた企業から」
②就労支援機関及びハローワークより
③情報交換

対 象 調布市内企業の人事ご担当者様

会 場 調布市こころの健康支援センター（調布市布田5-46-1）

お問い合わせ・お申込みは…

調布市こころの健康支援センター TEL 042-490-8166まで



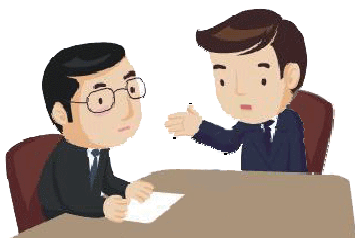
司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中(要予約)～

次回 2月25日(水)
15:00～17:00

(相談時間は60分を限度とします)

会 場 調布市商工会館
講 師 東京司法書士会
調布支部所属司法書士
内 容 登記・少額訴訟
会社設立その他
対 象 調布市内で事業を営んでいる方（創業予定含む）
※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。



社会保険労務士による無料相談会

～毎月第2水曜日 開催中(要予約)～

次回 3月11日(水)
14:00～15:50

(相談時間は50分を限度とします
午後2時～午後3時～ 各回先着2組まで)

会 場 調布市商工会館
講 師 東京都社会保険労務士会武蔵野調布支部所属社会保
険労務士（総務・人事サポート調布）
内 容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関すること
対 象 調布市内で事業を営んでいる方（創業予定含む）
※書類作成や手続の代行はいたしません。



経営革新計画申請 説明・相談会

無料

～申請書作成プロセスのノウハウを売上げに活用しましょう!!!～
日時:2月16日(水)説明:15:00～16:00/相談:16:00～17:00

会 場 東京都商工会連合会 会議室（昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA）
内 容 経営革新計画申請とは既存事業を継続しながら新たな事業を検討されている経営者・
企業の皆様を対象に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく中
期経営計画の作成により、東京都に申請を行い東京都知事の承認を得る制度です。
この制度を活用し中小企業者・小規模企業者の皆様の経営基盤強化を図っていただく
ことを目的に説明会を開催致します。

【説明内容】

- ①経営革新計画申請の概要について
- ②申請書に記載していただきたい
要件について
- ③申請書全体の流れについて
- ④事例考察

お申込み・問合せ 東京都商工会連合会 TEL:042-500-3886、E-mail:sodan@shokokai-tokyo.or.jp

随時更新中！

商工会ホームページをご覧ください！

商工会の事業やセミナー情報など事業者の皆さまに役立つ
情報を随時発信しております！ぜひご覧ください！
アドレスは…

<http://www.chofusci.com/>

上記の記事に関するお問合せ・お申込みは 調布市商工会 Tel042-485-2214 まで